

令和7年度 学童保育所のご案内

1. 学童保育所の目的

学童保育は、保護者が就労等により日中保育できない家庭の児童を対象とした事業です。

学童保育所では、家庭と地域が一体となって児童の健全な育成を図ることを目的として、放課後等に、児童に適切な遊びと生活の場を提供します。

2. 入所要件

学童保育所の入所要件は（１）及び（２）に該当する児童です。

（１）榛東村に住所がある小学校１年生から６年生までの児童

（２）保護者が、以下の①～⑦のいずれかに該当している児童

※保護者の状況を証明する書類を申込書に添付していただきます。

① １か月に６４時間以上仕事をしており、児童が下校する時間に家にいない。

※原則１日４時間以上かつ週４日または月１６日以上就労が必要

② 妊娠中又は出産後である（出産前後の４か月間）

③ 病気やけが、又は心身の障害により、保育が困難である。

④ 同居又は長期入院等の親族の介護・看護にあたっており、保育が困難である。

⑤ 火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっており、保育が困難である。

⑥ 学校に在学又は職業訓練を受けており、児童が下校する時間に家にいない。

⑦ 虐待や家庭内暴力の恐れがある。

3. 保育時間

・平日 下校時～午後７時

・土曜日 午前８時～午後７時

・休校日 午前８時～午後７時（夏休みや振替休校日など）

※夏休み等の長期休校期間は、午前７時３０分から早朝保育を実施します。

4. 閉所日

・日曜日、祝日、お盆（８月１３日～１６日）、年末年始（１２月２９日～１月３日）、その他村が指定する日（災害時等）

5. 保育料等

・保育料 月 7,000円（８月のみ月10,000円） 別途おやつ代・教材費要
参考 令和6年度おやつ代・教材費 月 3,000円

※保育料等の日割り計算はできません。

6. 施設情報

入所施設は、学校区及びクラス編成により指定されます。

学校区	施設名	所在地	電話番号
北小学校	北部第一学童保育所	山子田 1 2 5 8 番地 1 (北小学校南東側隣地 1 階)	0279-54-0011
	北部第二学童保育所	山子田 1 2 5 8 番地 1 (北小学校南東側隣地 2 階)	0279-54-0013
	うぐいす学童クラブ (運営者：社会福祉法人榛栄会)	山子田 2 5 3 1 番地 3 3 (中央こども園東側隣地)	0279-55-0008
南小学校	南部第一学童保育所	広馬場 1 1 5 6 番地 1 (南小学校南側隣地)	0279-55-1370
	南部第二学童保育所	広馬場 1 1 5 6 番地 1 (南小学校南側隣地)	0279-54-0244
	南部第三学童保育所	広馬場 1 1 5 5 番地 1 (南小学校南側隣地)	0279-25-8366
	南部第四学童保育所 (通称：うぐいす南学童クラブ)	広馬場 1 1 4 2 番地 (南小学校視聴覚室)	0279-26-8446

7. 定員

- ・定員 各施設 40 名程度

8. 入所申込み

(1) 4 月から利用希望の方 (春休み期間を含む)

- ・申込書類配布場所：各学童保育所及び役場住民生活課

※申込書及び就労証明書の様式は、村ホームページ上からも取得できます。

- ・申込書配布期間：令和 6 年 10 月 1 日 (火) ～

- ・申込受付期間：令和 6 年 10 月 10 日 (木) ～ 10 月 31 日 (木)

郵送による提出可 (10 月 31 日までの消印有効)

※受付期間外の受付はできません。

- ・提出先：新規の場合 → 役場 住民生活課
(受付時間：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで)
継続の場合 → 現在入所中の施設
(受付時間：施設の開所時間中)

- ・入所審査について：11 月中

- ・審査結果について：12 月中をめぐりに審査結果通知書を送付予定

※うぐいす学童クラブを希望する方は、新規・継続にかかわらず施設へ直接お申し込みください。

※申請書類に虚偽があった場合や、申請後に就労形態等が変わり入所要件に適合しなくなった場合は、入所を取り消すことがあります。

※定員を超えた場合は、入所をお待ちいただく場合や、年度途中の入所を受入れできない場合があります。

(2) 5月以降から入所希望の方

- ・入所希望月の前月10日までに役場住民生活課へ申込書類を提出してください。
- ・定員を超えた場合は、入所をお待ちいただくことがあります。

※夏休み及び8月のみの入所受付は、定員に余裕がある場合に限ります。

9. 入所後のご案内

施設を利用する際の注意点などについてご案内します。

うぐいす学童クラブは内容が異なりますので、施設へ直接お問い合わせください。

(1) 持ち物

〈日常的に持ってきていただくもの〉

- ・水筒（中身は水、お茶又はスポーツドリンクに限ります。）
- ・帽子
- ・タオル
- ・お弁当（長期休み中及び土曜日など、一日保育の日のみ）

〈入所初日にお持ちいただき、施設に備え付けておくもの〉

- ・着替え袋（中身は季節にあった着替え一式、タオル、ビニール袋）
- ・上履き（かかとがあるもの）

※着替えを使用した場合は、必ず次の着替えを用意してください。

※持ち物には必ず名前を書いてください。

(2) 保育料等の集金方法

- ・口座振替となります（保育料、おやつ代及び教材費の日割り計算はできません。）

(3) 退所手続きについて

- ・退所月の前月20日までに施設又は役場住民生活課へ退所届を提出してください。
- ・退所届の様式は、村ホームページ上からも取得できます。

(4) 短期欠席について

- ・「病气やけがによる児童の入院」、「祖父母等の協力により短期間のみ自宅等で保育が可能」等の理由により短期間（1か月単位）欠席する場合は、**欠席する月の前月20日までに**短期欠席届を役場住民生活課に提出してください（緊急の場合を除きます。）

(5) 送迎について

- ・送迎は、必ず開所時間中に行ってください。
- ・休日の登所及び退所は、保護者が送迎し、児童を直接支援員へ引き渡してください。
- ・保護者以外の方が送迎を行う場合は、事前に施設へ連絡してください。
- ・習い事先から直接施設へ登所をする場合は、保護者と習い事先の責任者で送迎方法及び責任の所在について確認を行い、児童が安全に登所できるようにしてください。

(6) 欠席及び早退の連絡について

- ・ **児童の欠席時は、保護者が施設へ連絡してください。**
- ・ 事前の連絡がなく児童が欠席した場合は、保護者へ確認連絡をすることがあります。
- ・ 児童が体調不良になった場合は、保護者の送迎で病院へ連れて行ってください。

(7) 土曜日保育及び長期休み中の利用について

- ・ **土曜日は希望保育制です。3日前までに施設の利用希望書にご記入ください。**
- ・ 昼食はお弁当を持参してください。食中毒防止のため、加熱調理したものをご用意ください。特に夏季は保冷剤を入れるなど防腐処理に努めてください。
- ・ 土曜日保育を希望する方で午後3時以降の保育を希望する方は、おやつを持参してください。ガムや飴など長時間口の中に残るもの及びおまけつき菓子以外で、冷蔵する必要がないものにしてください。

(8) 宿題について

- ・ 学童保育所では、宿題や自主勉強する時間を設けていますが、宿題等の最終確認はご家庭で行ってください。

(9) 臨時の午前放課や臨時休校時等の対応について

- ・ 午前放課等の早帰りの場合は午後1時から開所します。
- ・ 休校の場合は午前8時から開所します。
- ・ 学校の始業時間が遅れる場合、その時間帯は開所しません。
- ・ 感染症拡大防止のために学級又は学年閉鎖になった場合は、施設においても同様の理由により、対象学級及び学年の受入れは行いません。
- ・ 台風や大雪等による臨時休校時は、児童の安全面等に配慮して判断します。

(10) その他

- ・ 申込書等の記載事項に変更があった場合は、速やかに支援員にお伝えください。
- ・ 学校の担任の先生には、学童の利用があることを事前にお伝えください。

ご注意願います！

保育料の滞納等管理運営に支障がある場合は退所となる場合があります。

お問合せ先： 榛東村住民生活課児童福祉係 TEL 0279-26-2494（課直通） TEL 0279-54-2211（村代表 内線123）
